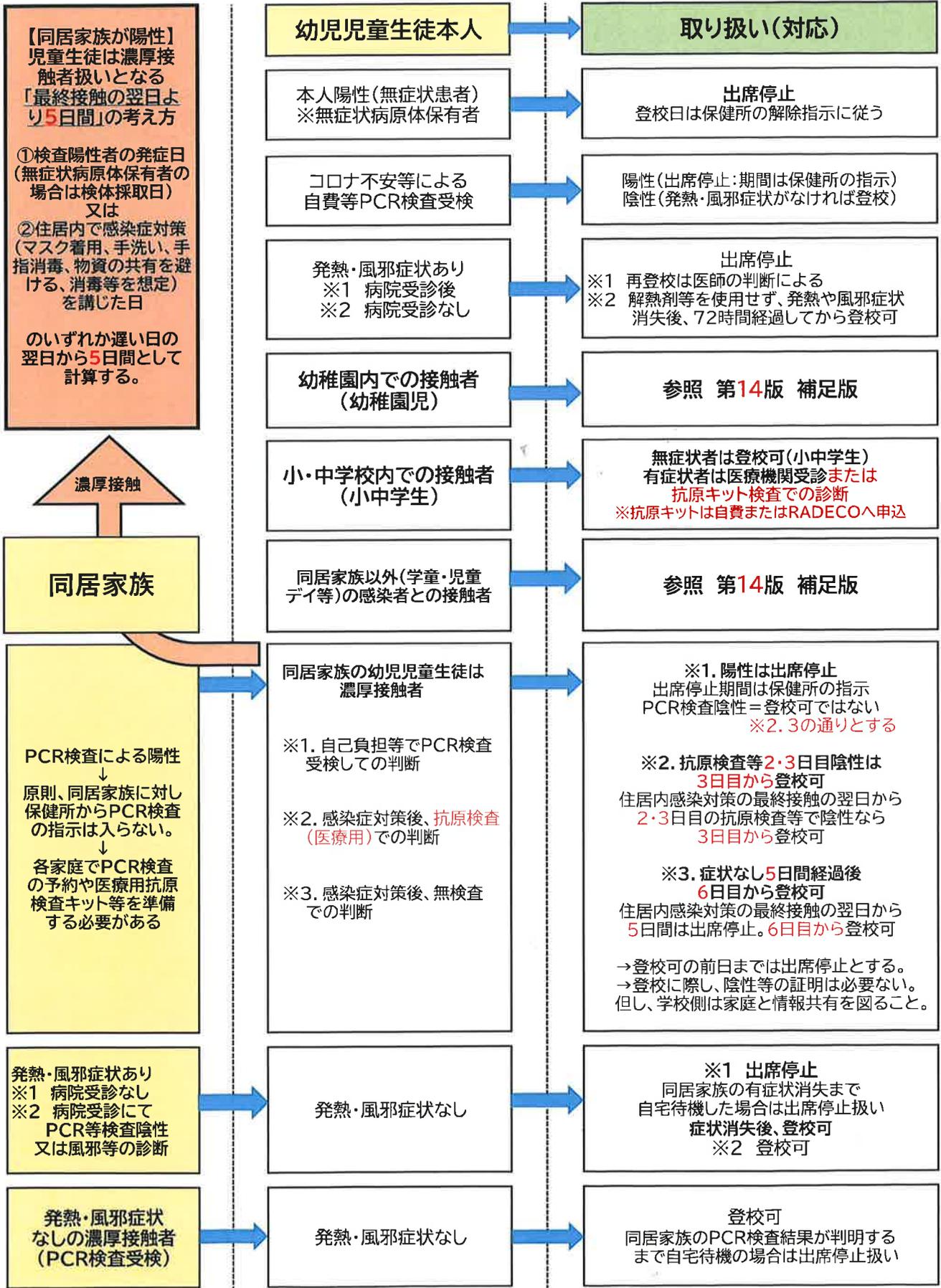


新型コロナウイルス感染症関連で欠席した場合の取り扱いについて

令和4年8月16日 西原町教育委員会(第14版) 町のレベル3-②

新型コロナ感染症関連で学校を欠席した場合の取り扱いを以下のとおりとします。ご家庭において判断が困難な場合は、各学校にご相談ください。



今回の変更点について

【同居家族が陽性】→幼児・児童が濃厚接触者

- 1、自己負担でPCR検査 →
 - ・陽性は、出席停止（出席停止期間は保健所指示）
 - ・陰性は、登校可ではない。以下の2、3に準じる。
- 2、抗原検査（医療用）で判断→
 - ・最終接触日（住居内感染対策開始日）の翌日から数えて2・3日目の抗原検査（医療用）等で陰性なら、3日目から登校可。
- 3、検査なし →
 - ・最終接触日（住居内感染対策開始日）の翌日から数えて5日間は、出席停止。
 - ・症状がなければ、6日目から登校可。

【小・中学校内での接触者（小中学生）】

- 1、無症状者 → 登校可。
- 2、有症状者 →
 - ・医療機関受診または抗原定性検査キットでの診断。



抗原定性検査キット
申込専用サイト

※小・中学校内で陽性者と接触した場合に限ります。

※抗原定性検査キットは、各家庭で申し込んでください。

- ・抗原定性検査キットを使用し陰性が出た場合は、症状が治まってから登校すること。ただし、症状が続く場合は再度抗原定性検査キットの使用や医療機関を受診すること。

発熱等の風邪の症状とは、発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状
但し、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除く

西原町立幼小中学校（幼稚園対象の「保育PCR検査」は推奨に変更されました）

同居家族以外（同一学級・学年、部活、塾、学童、スポーツクラブ、学校外友人との接触等）の感染者と接触した者の対応について

